

# 刑弁でGO!

第37回

## 裁判員裁判 事例報告

### —被告人が争わない公訴事実を弁護人が争った事案—

刑事弁護委員会委員 吉田 隆宏 (55期)

#### 1 事案の概要

本件は、被告人が勤務先の上司（被害者）と会社の営業方針のことなどで口論になり、会社の事務所において、自宅から持ち出した柳刃包丁で上司を突き刺して死亡させたとされた殺人被告事件である。

私は、当会の荻野明一会員とともに、起訴後からこの裁判員裁判事件の国選弁護人として活動した。

#### 2 選任に至る経緯

被告人は、被疑者段階から「弁護人はいらない」と言って弁護人選任を拒否していた。裁判所は、裁判員の前で被告人と弁護人が対立するといった状況が生じることを懸念し、当初から国選弁護人2名選任の前提で、東京弁護士会に候補者指名依頼を行った。そして、荻野会員と私が指名・選任された。

#### 3 被告人の意向と弁護方針

選任直後から接見を行い、被告人に事実関係を確認した。弁護人が、被告人から聴き取ったところによれば、体格と体力で劣る被告人が勤務先近くの自宅から包丁を持ち出すと、被害者が被告人から包丁を奪おうとしてもみ合いとなり、被害者が被告人の腕をつかんだまま後方に倒れたその際、被告人が持っていた包丁が被害者の腹部付近に刺さったというものであった。

その後、検察官から開示された証拠とあわせて検討すると、被告人と被害者との身長差、もみ合った

際の位置関係から、被害者の胸部への包丁の刺さり方に疑問が残り、弁護人として殺意を争いうる事案と考えた。そこで弁護人は、犯行態様、殺意及び被告人の捜査段階の自白の任意性を争う方針を立てた。

問題は、検察官の主張を争わない姿勢を示している被告人との関係で、弁護人としてどのように公判準備を進めるかであった。被告人は、以前の裁判でも争うつもりがないのに弁護人が勝手にいろいろな主張をしたことに強い不信を持っている。実際、弁護人から被告人に殺意を争う余地があるのではないかと提案した接見の後、被告人から連続して接見を拒否されるということもあった。

弁護人から被告人宛に手紙を通じて接見に応じるように説得し、再び接見ができるようになってからは、慎重に被告人とのコミュニケーションを図った。すると、被告人が検察官の主張する犯行態様については納得していないことが分かった。さらに、弁護人の職責を繰り返し説明し、選任から3か月が経つころにようやく、弁護人が被告人とは独自に犯行態様及び殺意を争うことの理解を得た。

#### 4 公判

##### (1) 冒頭手続

公訴事実について、被告人は「間違ひありません」と答えたが、弁護人は、犯行態様と殺意を争う旨の意見を述べた。

##### (2) 冒頭陳述

弁護人の冒頭陳述では、まず、被告人の考え方（被

害者が亡くなっている以上争っても仕方がないとの考え方）と弁護人の立場（証拠に基づかない公訴事実で被告人が処罰されなければならないとの立場）の違いを説明した。裁判員は、公訴事実に対する被告人と弁護人の意見が分かれたことに戸惑っていると思われる所以、意見が分かれる理由を分かりやすく説明することに心を砕いた。

そのうえで、弁護人が本当は何があったのかという事実経過を示し、最後に証拠調べでのポイントを3つ（①包丁が刺さった向き・角度、②組み合った2人の姿勢・位置、③被告人の自白は本当か）挙げた。

### （3）証拠調べ

弁護人の反証活動としては、被害者の治療にあたった医師、犯行直後に被害者と被告人が重なり合って倒れていることを目撃した従業員などの反対尋問を行った。そのほか、組み合った2人の姿勢・位置について、検察官主張が不合理であり、実際にはもみ合いの中で刺さってしまったことを明らかにするために、検察官が請求しなかった再現実況見分調書及び弁護人による再現写真を提出した。

被告人質問では、捜査段階での供述内容と異なることを話すことを嫌がった被告人が、裁判員の前で、最初のうち、弁護人からの質問にも黙秘を通したため困惑した。それでも弁護人が質問を続けていくと、ようやく被告人は警察や検察での取調べでのやりとりの様子、調書の内容が事実と異なること、なぜ事実と異なる検察官の主張を認めようとするのかについて、正直に答えてくれたので安堵した。

### （4）論告求刑・弁論

検察官は、論告において、「被告人は先に立ち上がり、殺すつもりで、立ち上がりろうとして中腰だった被害者の腹あたりを突き刺した」と主張し、懲役18年を求刑した。

弁護人は、弁護人による再現はもちろん、警察での再現によっても検察官の主張する犯行態様が不自

然であること、被告人による突き刺し行為がなかったことを中心に、殺意がないこと、被告人の自白が事実と異なることを、証拠写真や図形を取り込んだパワーポイントを用いて説明した。

なお、被告人にいかなる犯罪が成立するか、被告人にはいかなる量刑がふさわしいかを主張するかどうかについては、弁護人の間で議論し、最終的には、被告人の心情にも配慮して敢えて言及しないこととし、犯行態様及び殺意の有無に合理的疑いが残ることを何度も強調した。

## 5 判決

判決は、懲役17年であった。判決理由においては、重要な争点である犯行態様が確定されないまま、被害者の傷の状況と、勾留質問を含め捜査段階で被告人が意識的に突き刺したことを繰り返し認めていたことを理由に、殺意を認定された。

判決言渡し後、被告人は、裁判員席に向かって「ありがとうございました」と深々と頭を下げた。弁護人とは対照的に、被告人は清々しい表情であった。

## 6 最後に

裁判を傍聴していた記者から、判決後「聞いていて判決の理由がこれほど分かりにくい判決は初めてだ」との感想があった。その後、同じ記者から、裁判員の記者会見の様子を聞くことができた。記者会見に臨んだ3人の裁判員は揃って「最初から最後まで裁判官に助けられた」という感想を述べていたという。

判決理由の分かりにくさ、記者会見での裁判員の感想を聞き、あらためて、裁判員裁判において分かりやすく説得的な弁護活動の重要性とともに、裁判員を勇気づける必要性を実感した。